

農業委員会の委員の定数及び任期の 取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 1 月 12 日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会 長 中 村 功 一

記

1. 能登川町及び蒲生町の農業委員会は、東近江市農業委員会に統合する。
2. 能登川町及び蒲生町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項の規定を適用し、能登川町及び蒲生町について各 5 人の委員が、東近江市農業委員会の委員の残任期間、東近江市農業委員会の委員として引き続き在任する。
この場合、在任する委員は、能登川町及び蒲生町の農業委員会の互選により、選出する。
3. 合併後における東近江市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区については、次の一般選挙において調整する。

協 定 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協 定 項 目 N o .	6
---------	-------------------------	---------------	---

東 近 江 市 の 現 状	能登川町	蒲生町
---------------	------	-----

東近江市は1つの農業委員会を設置する。
 ただし、平成17年7月19日までの間は、農業委員会等に関する法律第34条を適用し、旧市町の農業委員会をそのまま引き継ぐ。
 平成17年7月20日以降の東近江市の農業委員会の選挙委員の定数は、25人とする。
 農業委員の選挙は、5つの選挙区を設け、選挙区ごとに定数を定める。

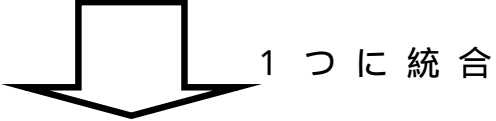
旧八日市市	旧永源寺町	旧五個荘町	旧愛東町	旧湖東町
選挙による委員 17人	選挙による委員 18人	選挙による委員 14人	選挙による委員 12人	選挙による委員 16人
選任による委員 4人	選任による委員 4人	選任による委員 6人	選任による委員 7人	選任による委員 6人
市面積 5,260 ha	町面積 18,127 ha	町面積 1,628 ha	町面積 4,089 ha	町面積 2,653 ha
農地面積 2,128 ha	農地面積 728 ha	農地面積 440 ha	農地面積 867 ha	農地面積 1,143 ha
農家数 1,711 戸	農家数 635 戸	農家数 435 戸	農家数 680 戸	農家数 952 戸

選挙による委員 20人
選任による委員 4人
町面積 3,112 ha
農地面積 1,496 ha
農家数 1,039 戸

選挙による委員 16人
選任による委員 6人
町面積 3,464 ha
農地面積 1,127 ha
農家数 827 戸



任期終了 (平成17年7月19日)



任期
平成17年7月19日

任期
平成17年7月19日

選挙委員 定数 25人 選挙区を設け各選挙区ごとに委員を選出する。	選任委員 農業関係団体と議会推薦を受け選任する。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を除く区域</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>旧永源寺町の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>旧五個荘町及び旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を含む区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>旧愛東町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧湖東町の区域</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	委員数	旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を除く区域	8人	旧永源寺町の区域	3人	旧五個荘町及び旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を含む区域	3人	旧愛東町の区域	5人	旧湖東町の区域	6人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーン近江農協推薦</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>湖東農協推薦</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>東近江農業共済組合推薦</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>愛知農業共済組合推薦</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>土地改良区推薦</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>議会推薦</td> <td>4人以内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	委員数	グリーン近江農協推薦	1人	湖東農協推薦	1人	東近江農業共済組合推薦	1人	愛知農業共済組合推薦	1人	土地改良区推薦	1人	議会推薦	4人以内
選挙区	委員数																										
旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を除く区域	8人																										
旧永源寺町の区域	3人																										
旧五個荘町及び旧八日市市のうち建部上中町、建部瓦屋寺町、建部北町、建部堺町、建部下野町、建部日吉町、建部南町を含む区域	3人																										
旧愛東町の区域	5人																										
旧湖東町の区域	6人																										
名称	委員数																										
グリーン近江農協推薦	1人																										
湖東農協推薦	1人																										
東近江農業共済組合推薦	1人																										
愛知農業共済組合推薦	1人																										
土地改良区推薦	1人																										
議会推薦	4人以内																										

協 定 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協 定 項 目 N o .	6
---------	-------------------------	---------------	---

農 業 委 員 会 の 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 考 え 方

原則・特例について

1 農業委員会設置の原則

農業委員会は1市町村に1農業委員会が原則（地方自治法第180条の5第3項第1号及び農業委員会等に関する法律第3条第1項）

2 農業委員会設置の特例

区域が著しく大きい市町村（区域面積24,000haを越える）またはその区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積7,000haを越える）にあつては、当該市町村の区域を、2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。（農業委員会等に関する法律第3条第2項及び同施行令第1条の3）

3 編入合併に伴う農業委員会の取扱い

区 分	選挙による委員			選任による委員	根拠法令	
	選出方法	定 数	任 期			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則 (1) 資料3	編入する東近江市の委員は在任。 編入される能登川町、蒲生町の委員は身分を失う。	編入する東近江市の従前の定数25人		編入する東近江市の委員は在任。 編入される能登川町、蒲生町の委員は身分を失う。	農委法 第3条第1項
	在任 特例 (2) 資料4	編入される能登川町、蒲生町の委員は在任。 ただし、右記の定数を超えるときは、2町の選挙による委員で互選。	編入する東近江市の従前の定数25人+協議により40を超えない範囲で定めた数	編入する東近江市従前の委員の残任期間	編入する東近江市の委員は在任。 編入される能登川町、蒲生町の委員は身分を失う。	合併特例法 第8条第1項第2号 第2項

区 分	選挙による委員			選任による委員	根拠法令	
	選出方法	定 数	任 期			
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合 (従前の区域ごとに委員会を置く場合)	原則 (3) 資料5	従前の能登川町、蒲生町の委員はそれぞれ各地区農業委員会の委員となって在任。	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の能登川町、蒲生町の委員はそれぞれ各地区農業委員会の委員となって在任。	農委法 第3条第2項 第34条第2項

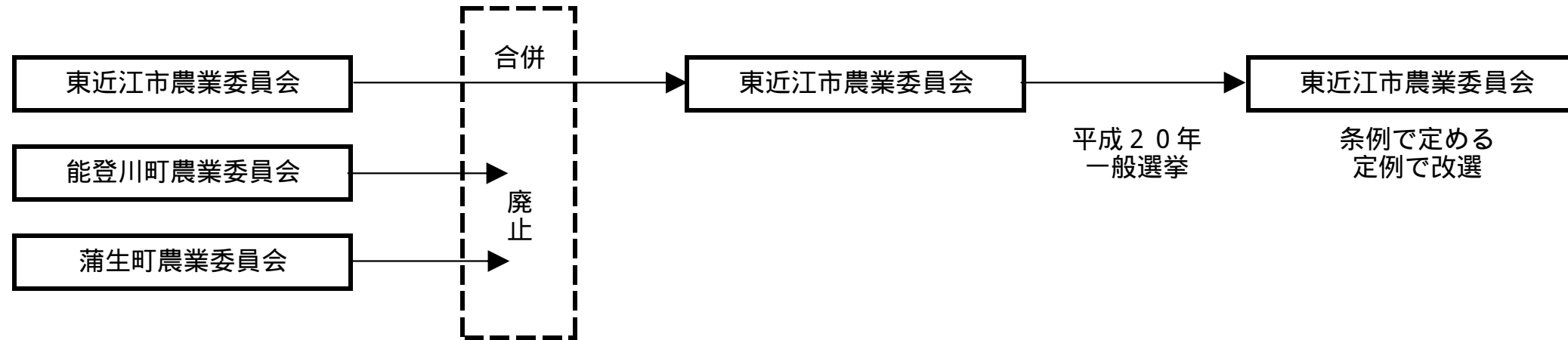
協 定 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協 定 項 目 N o .	6
---------	-------------------------	---------------	---

農 業 委 員 会 の 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 考 え 方

合併による各ケースの適用について

(1) 合併後 1 つの農業委員会を置く場合 (原則)

編入される能登川町、蒲生町の農業委員会は廃止され、(選挙委員、選任委員はともに身分を失う)、編入する東近江市の 1 つの農業委員会となる。
(編入する東近江市の農業委員会は、そのまま存続し、農業委員の身分は選挙による委員、選任による委員とも変動しない。)



農業委員会等に関する法律

(設置)

第 3 条 1 項 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地 (以下「農地」という。) のない市町村には、農業委員会を置かない。

協 定 項 目

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協 定 項 目 N o .

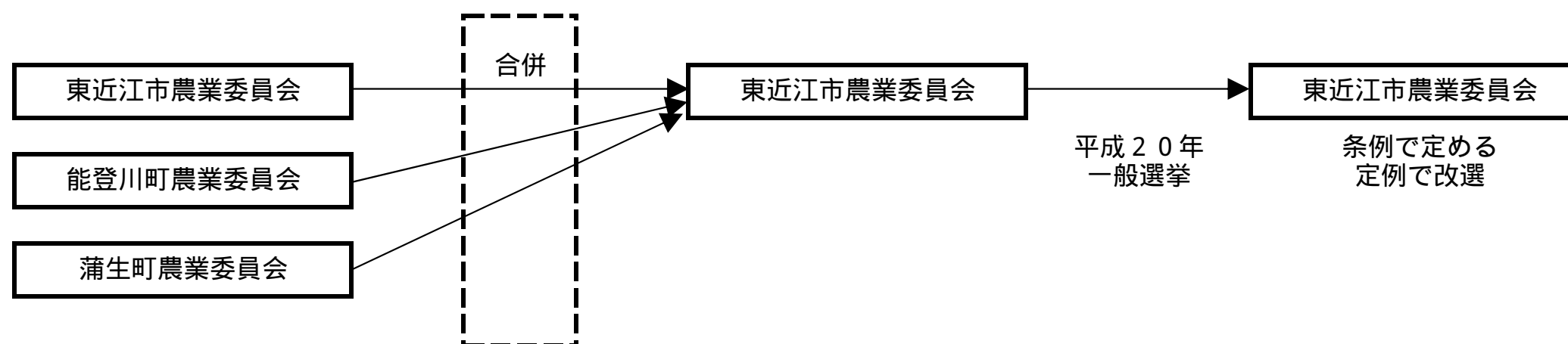
6

農 業 委 員 会 の 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 考 え 方

(2) 合併後 1 つの農業委員会を置く場合 (在任特例)

合併の際、2町の農業委員の選挙による委員であって、合併後の東近江市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの（編入される能登川町、蒲生町の選挙による委員）は、1市2町の協議により40人以内の範囲で定めたもの（編入される能登川町、蒲生町の選挙による委員）の前任期間、引き続き合併後の東近江市の委員として在任することができる。

また、編入する東近江市の農業委員会の選任による委員は、引き続き在任するが、編入される能登川町、蒲生町の農業委員会の選任による委員は身分を失う。（市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号、第2項）



合併特例法

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条1項 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2項 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

協 定 項 目

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

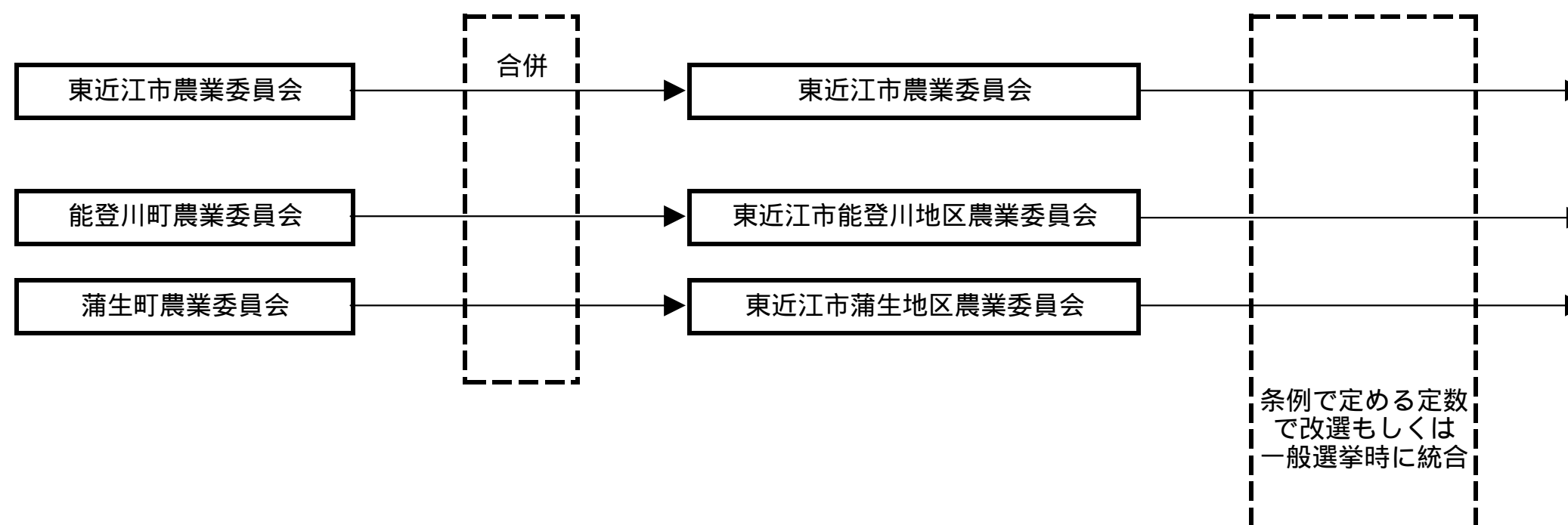
協 定 項 目 N o .

6

農 業 委 員 会 の 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 考 え 方

(3) 合併後、従前の区域ごとに農業委員会を置く場合

合併後の東近江市の面積が、24,000haを越えるため、東近江市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の能登川町、蒲生町に設置された農業委員会の区域をその区域とする場合、その農業委員会は東近江市の農業委員会となってそのまま存続することができる。
(農業委員会等に関する法律第3条第2項、第34条第2項)



農業委員会等に関する法律

(設置)

第3条第2項 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

第34条第2項 市町村の境界変更が行なわれる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

協 定 項 目

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協 定 項 目 N o .

6

農 業 委 員 会 の 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 考 え 方

能登川町・蒲生町農業委員在任数の算定

東近江市、能登川町及び蒲生町の状況

市町名	現在農業委員 選挙委員数	耕地面積	農家戸数 (基準農業者数)	選挙人名簿 登録者数
旧八日市市	17	2,128	1,711	5,296
旧永源寺町	18	728	635	1,849
旧五個荘町	14	440	435	1,244
旧愛東町	12	867	680	2,757
旧湖東町	16	1,143	952	3,849
能登川町	20	1,496	1,039	2,691
蒲生町	16	1,127	827	2,983
計	113	7,929	6,279	20,669

旧八日市市の建部地区の耕地面積・農家戸数・選挙人登録数は、旧五個荘町の数値に含める。

能登川町及び蒲生町の在任委員数の算定

市町名	選挙人名簿 登録者数 (人)	選挙人名簿登録者数 比率 (%)	比例による 定数の割り出し数 (人)	各市町 定数 (人)	平成16年度 現在農業委員 選挙委員数 (人)
東近江市	14,995	72.55	25.39	25	77
		(14.51)	(5.08)		
能登川町	2,691	13.02	4.56	5	20
蒲生町	2,983	14.43	5.05	5	16
計	20,669	100.00	35.00	35	113